

市場監督管理総局による知的財産権の濫用によって競争を排除・制限する行為の禁止に  
関する規定（意見募集稿）

**第一条** 市場における公平な競争を保護し、革新を奨励し、事業者の知的財産権濫用によって競争の排除・制限をする行為を防止・制止するために、『中華人民共和国独占禁止法』（以下、『独占禁止法』という）に基づき、この規定を制定する。

**第二条** 独占禁止と知的財産権保護は、「競争と革新の促進、経済運営効率の向上、消費者の利益と社会公共の利益の保護」という共通の目標を有するものである。

事業者が知的財産権に係る法律、行政法規の規定に従って知的財産権を行使する行為は、『独占禁止法』が適用されない。しかし、事業者が知的財産権を濫用して競争を排除・制限する行為には、『独占禁止法』が適用される。

**第三条** 本規定にいう知的財産権の濫用によって競争を排除・制限する行為とは、事業者が『独占禁止法』の規定に違反して知的財産権を行使し、独占協定を締結し、支配的市場地位を濫用し、競争を排除・制限する効果がある、または、排除・制限する可能性のある事業者の集中などの独占行為を指す。

**第四条** 本規定にいう関連市場は、関連商品市場と関連地域市場を含み、『独占禁止法』と『国务院独占禁止委員会による関連市場の定義に関するガイドライン』に基づいて定義される。

知的財産権許諾などに係る独占禁止法執行業務において、関連商品市場は技術市場であってもよく、特定の知的財産権を含む製品市場であってもよく、さらに革新（研究開発）市場に係る可能性もある。

関連技術市場とは、比較的緊密な代替関係を持つ1組または1種類の技術から構成される市場を指す。関連革新（研究開発）市場とは、事業者の間で将来の新技术や新製品の研究と開発について競争して形成された市場を指す。

**第五条** 事業者間では、知的財産権を行使する方式を採ることにより、『独占禁止法』第十七条、第十八条第一項に禁止される独占協定を締結してはならない。

事業者は知的財産権を行使する方式を採ることにより、他の事業者を組織して独占協定を締結させたり、もしくは他の事業者に独占協定を締結させるための実質的な援助をしたりしてはならない。

事業者が、締結された協定が『独占禁止法』第20条の規定に適合していることを証明できる場合には、本条第一項、第二項の規定は適用されない。

**第六条** 支配的市場地位を有する事業者は、知的財産権を行使する過程で支配的市場地位を濫用して、競争を排除・制限してはならない。

支配的市場地位は、『独占禁止法』と『支配的市場地位濫用行為の禁止に関する規定』の規定に基づいて認定・推定される。事業者が知的財産権を持っていることは、その支配的市場地位を認定する要素の一つになるが、事業者が知的財産権を持っていることだけをもって、それが関連市場における支配的地位を有すると推定してはならない。

知的財産権分野の事業者が支配的市場地位を有するかどうかの認定にあたっては、知的財産権の代替性、川下市場の商品の提供における知的財産権への依存度、事業者に対する取引相手の抑制能力などの要素を考慮することができる。

**第七条** 市場における支配的地位を有する事業者は、正当な理由なく、その知的財産権が生産経営活動に必須の施設を構成している状況下において、合理的な条件に基づく当該知的財産権の使用について、他の事業者への許諾を拒否し、競争を排除・制限してはならない。

前項行為の認定にあたっては、次の要因を考慮しなければならない。

(一) 当該知的財産権は、関連市場において合理的に置き換えられず、他の事業者が関連市場の競争に参加するには必要不可欠なものである。

(二) 当該知的財産権の許諾を拒否することは、関連市場における競争や革新に悪影響を及ぼし、消費者や公共の利益を害することになる。

(三) 当該知的財産権の許諾は、当該事業者に不合理な損害を与えることはない。

**第八条** 市場における支配的地位を有する事業者は、正当な理由なく、知的財産権を

行使する過程で次のような取引限定行為を実施して、競争を排除・制限してはならない。

- (一) 取引相手がそれとしか取引できないように制限すること
- (二) 取引相手がその指定した事業者としか取引できないように制限すること
- (三) 取引相手が特定する事業者と取引してはならないと制限すること

**第九条** 市場における支配的地位を有する事業者は、正当な理由なく、知的財産権を行使する過程で取引慣行、消費習慣などに反したり商品の機能を無視したりして、次のような抱き合わせ販売行為を実施し、競争を排除・制限してはならない。

- (一) 知的財産権を許諾する際に、被許諾者に他の不要な商品の購入を強制すること
- (二) 知的財産権を許諾する際に、被許諾者に一括許諾の受け入れを強制すること

**第十条** 市場における支配的地位を有する事業者は、正当な理由なく、知的財産権を行使する過程で次のような不合理な制限条件付加行為を実施して、競争を排除・制限してはならない。

- (一) 取引相手に対して、その改善した技術について排他的グラントバックまたは独占的グラントバックを要求すること
- (二) 取引相手がその知的財産権の有効性に異議を唱えるすることを禁止すること
- (三) 取引相手が許諾契約期間満了後、知的財産権を侵害することなく競合する商品または技術を利用することを制限すること
- (四) 権利有効期間が満了した、または、無効と認定された知的財産権について引き続き権利を行使すること
- (五) 取引相手が第三者と取引することを禁止すること
- (六) 取引相手に他の不合理な制限条件を付加すること

**第十一条** 市場における支配的地位を有する事業者は、正当な理由なく、知的財産権を行使する過程において、同じ条件の取引相手に対して差別的な扱いをして、競争を排除・制限してはならない。

**第十二条** 事業者は、知的財産権に係る取引を通じて他の事業者に対する支配権を取得するか、または他の事業者に決定的な影響を与えることができ、事業者集中を構成した場合、『独占禁止法』と『事業者集中申告基準に関する国務院の規定』

に従って申告しなければならず、未申告のものは集中を実施してはならない。

**第十三条** 知的財産権に係る事業者の手配が、集中取引の実質的な構成部分であるか、または取引目的の実現に重要な意義をもつ場合、国家市場監督管理総局は審査過程において、『独占禁止法』第三十三条に規定する要素を考慮すると同時に、知的財産権の譲渡、許諾の状況と特徴を考慮しなければならない。

知的財産権に係る事業者集中の制限的な条件には、次のようなものが含まれる。

- (一) 知的財産権または知的財産権に係る業務の剥離
- (二) 知的財産権に係る業務の独立運営の維持
- (三) 合理的な条件での知的財産権の許諾
- (四) その他の制限的な条件

**第十四条** 事業者は、知的財産権を行使する過程で、パテントプールを利用して競争を排除・制限する行為を行ってはならない。

パテントプールのメンバーは、パテントプールを利用して価格、生産量、市場区分などの競争に関する敏感な情報を交換し、『独占禁止法』第十七条、第十八条第一項、第十九条で禁止されている独占協定を締結してはならない。ただし、事業者が締結された協定が『独占禁止法』第二十条の規定を満たしていることを証明できる場合は、この限りではない。

支配的市場地位を有するパテントプールの主体は、パテントプールを利用して、次のような支配的市場地位濫用行為を実施し、競争を排除・制限してはならない。

- (一) 不公正な高い金額でパテントプールの専利を許諾すること
- (二) 正当な理由なく、パテントプールのメンバーがパテントプール以外で独立する許諾者として専利を許諾することを制限すること
- (三) 正当な理由なく、パテントプールのメンバーまたは被許諾者が独立してまたは第三者と共同してパテントプールの専利と競合する技術を開発することを制限すること
- (四) 正当な理由なく、被許諾者に、その改善または研究開発した技術を排他的にまたは独占的にパテントプールの主体またはパテントプールのメンバーにグラントバックすることを強要すること。
- (五) 正当な理由なく、被許諾者がパテントプールの専利の有効性に異議を唱えることを禁止すること
- (六) 正当な理由なく、同じ条件のパテントプールのメンバーまたは同じ関連市場の被

許諾者に対して取引条件に差別的な扱いをすること

(七) 国家市場監督管理総局が認定したその他の支配的市場地位濫用行為

**第十五条** 事業者は、知的財産権を行使する過程で、標準の制定と実施を利用して次のような行為を行って、競争を排除・制限してはならない。

(一) 正当な理由なく、競合関係にある事業者と連携して特定の事業者が標準制定に参加することを排斥する、または、特定の事業者による関連標準技術案を排斥すること

(二) 正当な理由なく、競合関係にある事業者と連携して他の特定の事業者を排除して関連標準を実施すること

(三) 競合関係にある事業者と、他の競争的標準を実施しないよう約定すること

(四) 国家市場監督管理総局が認定したその他の独占協定を結ぶこと

**第十六条** 支配的市場地位を有する事業者は、標準の制定と実施の過程において、次のような行為を行って、競争を排除・制限してはならない。

(一) 標準の制定に参加する過程で、意図的に標準制定組織にその権利情報を開示しない、または、その権利を明確に放棄したにもかかわらず、ある標準が当該専利に係るものであると当該標準の実施者に対してその専利権を主張すること

(二) その専利が標準必須専利となった後、公平、合理および無差別許諾の承諾に背き、不公平な高い金額で許諾するか、正当な理由なく許諾を拒否し、商品を抱き合わせ販売し、差別的な扱いをし、または他の不合理な制限条件を付加すること

(三) 標準必須専利の許諾過程で、被許諾者に不公平な高い金額、またはその他の不合理な制限条件の受け入れを強要するために、公平、合理、無差別許諾の承諾に背き、善意の交渉手続きを経ずに、不当に裁判所または関連部門に関連知的財産権の使用を禁止する判決、裁定または決定を下すよう請求すること

(四) 国家市場監督管理総局が認定したその他の支配的市場地位濫用行為

本規定にいう標準必須専利とは、この標準を実施するために必要不可欠な専利のことを指す。

**第十七条** 著作権団体管理組織は、活動を展開する過程で、知的財産権を濫用して競争を排除・制限してはならない。

著作権団体管理組織は、権利者、使用者または他の著作権団体管理組織との間で締結した関連協定において、競争に関する敏感な情報を交換したり、会員の資格・地域範囲

などの制限を不合理的に実施したり、または特定の権利者や使用者などを連携してボイコットしたりしてはならない。

支配的市場地位を有する著作権団体管理組織は、次のような支配的市場地位濫用行為を実施して、競争を排除・制限してはならない。

(一) 不公平な高い金額で特定の権利者に管理費を徴収する、または、特定の使用者に使用料を徴収すること

(二) 正当な理由なく、特定の使用者が著作権または著作権に係る権利を使用することを拒否すること

(三) 正当な理由なく、特定の権利者がその組織に加入するまたはその組織を脱退することを制限すること

(四) 正当な理由なく、使用者に一括許諾の受け入れを強要すること

(五) 正当な理由なく、同じ条件の権利者または使用者に対して差別的な扱いをすること

(六) 国家市場監督管理総局が認定したその他の支配的市場地位濫用行為

**第十八条** 事業者が知的財産権を濫用して競争を排除・制限した疑いがある場合、独占禁止法執行機関は『独占禁止法』、『独占禁止協定規定』、『支配的市場地位濫用行為の禁止に関する規定』、『事業者集中審査規定』に基づいて調査を行う。

本規定にいう独占禁止法執行機関には、国家市場監督管理総局および各省、自治区、直轄市の市場監督管理部門が含まれる。

**第十九条** 事業者が知的財産権を濫用して競争を排除・制限した疑いがあるかを分析・認定するにあたっては、次のような段階をとることができる。

(一) 事業者が知的財産権を行使する行為の性質と表現形態の確定

(二) 知的財産権を行使する事業者間の相互の関係性の確定

(三) 知的財産権の行使に係る市場の定義

(四) 知的財産権を行使する事業者の市場地位の認定

(五) 事業者による知的財産権行使行為が関連市場競争に与えた影響の分析

事業者間の関係性を分析・認定するにあたっては、知的財産権の行使に係る行為自体の特性を考慮する必要がある。知的財産権の許諾に係る場合、本来競合関係にある事業者の間は許諾契約では取引関係であるが、許諾者も被許諾者も当該知的財産権を利用し

て製品を生産する市場においては競合関係である。ただし、当事者間で許諾契約を締結した際に競合関係にはなく、契約を締結した後になってはじめて競合関係が生じた場合、元の契約に実質的な変更がない限り、競合者間の契約とはみなされない。

**第二十条** 事業者による知的財産権行使行為が競争に与えた影響を分析・認定するにあたっては、次のような要因を考慮しなければならない。

- (一) 事業者と取引相手の市場地位
- (二) 関連する市場の市場集中度
- (三) 関連する市場への参入の難易度
- (四) 産業慣行と産業の発展段階
- (五) 生産量、地域、消費者などの面で制限された時間および効力範囲
- (六) 革新の促進と技術の普及への影響
- (七) 事業者の革新能力と技術変化の速度
- (八) 知的財産権の行使行為が競争に与えた影響の認定に係るその他の要素

**第二十一条** 事業者が知的財産権を濫用して競争を排除・制限する行為が独占協定を構成した場合、独占禁止法執行機関は、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収するとともに、前年度売上高の1%以上10%以下に相当する罰金を科す。前年度の売上がなかった場合、500万元以下の罰金を科す。締結された独占協定をまだ実施していない場合、300万元以下の罰金を科すことができる。事業者の法定代表者、主要責任者、直接責任者が、独占協定の締結に個人的な責任を負う場合、100万元以下の罰金を科すことができる。

事業者が知的財産権を行使する方式を採ることにより、他の事業者を組織して独占協定を締結させたり、他の事業者が独占協定を締結するために実質的な援助をしたりした場合、前項の規定が適用される。

**第二十二条** 事業者が知的財産権を濫用して競争を排除・制限する行為が支配的市場地位濫用を構成した場合、独占禁止法執行機関は、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収するとともに、前年度売上高の1%以上10%以下に相当する罰金を科す。

**第二十三条** 事業者が知的財産権を濫用して不法に集中を実施し、かつ競争

排除・制限の効果がある、または、効果があり得る場合、国家市場監督管理総局は、集中の実施の停止、期間限定の株式または資産の処分、期間限定の事業の譲渡、およびその他集中前の状態に回復するために必要な措置をとることを命じ、前年度売上高の10%以下に相当する罰金を科す。競争排除・制限の効果がない場合は、500万元以下の罰金を科す。

**第二十四条** 独占禁止法執行機関は、具体的な罰金額を決定するにあたって、違法行為の性質、情状、程度、期間と違法行為の結果の除去の状況などの要素を考慮しなければならない。

**第二十五条** 事業者が知的財産権を濫用して競争を排除・制限する行為について、情状が特に深刻で、特に悪い影響を与え、特に重大な結果をもたらした場合、国家市場監督管理総局は『独占禁止法』第五十六条、第五十七条、第五十八条、第六十二条に規定する罰金額の2倍以上、5倍以下で具体的な罰金額を決定することができる。

**第二十六条** 独占禁止法執行機関の職員が職権を濫用し、職責を軽んじ、情実にとらわれて不正行為を働いた場合、または、法執行過程で知り得た営業秘密、プライバシーや個人情報などを漏洩した場合には、関連規定に従って処分する。

独占禁止法執行機関が調査期間中に発見した公職者の職務違反または職務犯罪に関する手がかりは、速やかに管轄権のある紀律検査・監察機関に引き渡さなければならない。

**第二十七条** この規定は、国家市場監督管理総局が解釈を担当する。

**第二十八条** この規定は\_\_\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日から施行される。2015年4月7日に元国家工商行政管理総局令第74号に公布された『知的財産権濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定』は同時に廃止する。

出所：

2022年6月27日付け国家市場監督管理総局ウェブサイト

[https://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202206/t20220627\\_348161.html](https://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202206/t20220627_348161.html)



---

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。